

公益財団法人三木瀧蔵奨学財団
2024年度募集要項
(大学生の部)

1. 趣旨

高校および大学に在学する生徒、学生に対して学資金を支給することにより、修学の便に供するとともに、社会の進歩発展に貢献しうる人材の育成を図ることを趣旨とする。

2. 応募資格

- (1) 兵庫県内大学の学生および兵庫県出身の県外大学の学生であること。
但し、その年度の指定校(注)の学生に限る。
また、高校卒業後1度も大学・専門学校等に入学したことがない新1年次の者。
- (2) 学業成績が優秀で社会の進歩発展に貢献しうる可能性が認められる者。
学生の学業成績基準は、高校3年間の評定平均値が、3.8以上であること。
- (3) 当財団の趣旨を理解し、学部長の推薦を受けられる者。
- (4) 世帯年収(税込)が、800万円以下であること。

3. 募集人数

兵庫県内大学の学生および兵庫県出身の県外大学の学生で、学部長が推薦した者から当財団が選出した者。

36名 ※学校推薦枠:1名

4. 奨学金の金額と支給期間

奨学金の支給金額は、大学生 月額 40,000円

奨学金の支給期間は、奨学生に採用した時から正規の履修課程の終期まで。
原則として、返還を要しない。

5. 応募方法

申請書(様式第1号)に下記の書類を添えて学校を通して提出のこと。

~~(1) 学部長の推薦書(様式第2号)~~ ※推薦書は学内選考後に依頼します

(2) 身上書(様式第3号)

(3) 自己推薦書(様式第4号)

(4) 成績証明書等 高校3年時の成績証明書を含む調査書(高等学校における全履修科目の評定平均値および学習成績概評記載のもの)

(5) 兵庫県外の大学の方は、マイナンバーが記載されていない世帯全員の住民票
※住民票にマイナンバーが入っている場合は、申請を受け付けない。

(6) 6月23日(日)にWeb面接を行います。

推薦を受けた学生は、速やかに学校名、氏名を件名に入れてWeb面接時に使用するアドレスで下記までメールを送ってください。

(メールアドレス info@t-miki-foundation.com)

(7)令和5年度(令和4年分)課税証明書(又は非課税証明書)★

★父及び母(ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可)の令和5年度(令和4年分)課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。既に授業料免除申請等で上記証明書の原本を提出済の場合、コピーの提出でも可。その場合コピーの余白に「原本は〇〇〇〇申請時に提出済」と記載すること。

6. 募集締切日

~~2024年5月24日当財団必着。学部長を経由して当財団に申し込むこと。~~

学内応募締切:2024年5月7日(火)17:00

応募先: 京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係窓口

7. 選考方法

提出書類による書類審査の上、Web面接後当財団の選考委員会による審査を経て、理事長が採否を決定する。

採用された学生は8月9日（金）採用証書授与式へ参加しなければならない。

8. 奨学生の採否および通知

奨学生の採否は、決定通知書（様式第5号）により在学する学部長を経て本人に通知する。

採用通知を受けた者は20日以内に誓約書（様式第6号）を提出し、3親等以内の連帯保証人を定めなければならない。

9. 奨学金の休止、停止または取り消し

奨学生が次の事項に該当した場合、奨学金の支給を休止、停止または取り消す場合がある。

- (1) 長期にわたって欠席または休学したとき。
- (2) 傷病のため学業遂行の見込みがなくなったとき。
- (3) 毎年の学業成績が2.2以下になったとき補導の対象となり、その後改善がみられないとき。
- (4) 在学する学校で処分を受けたとき、または処分により学籍を失ったとき。
- (5) 前各号のほか、当財団が奨学生として不相当であると認めたとき。

10. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要がある。

- (1) 毎学年終了後、ただちに学業成績および生活状況報告書を学部長を経て当財団に提出しなければならない。
- (2) 留年、休学、復学、転学または退学したとき、また停学その他の処分を受けたときはただちに学部長を経て当財団へ届けなければならない。

11. その他

- (1) 他の貸与型奨学金および日本学生支援機構の授業料減免との併給は可とする。
ただし、日本学生支援機構など他の給付型奨学金との併給は不可とする。
学校独自の奨学金に関してはこの限りではない。
- (2) 取得した個人情報については、奨学生の選考、奨学金給付、財団の会報、管理等の業務以外には同意なく使用しない。
- (3) Web面接及び採用証書授与式に不参加のものは採用しない。
ただし、大学が正当と認める事由での欠席は事前に学校から財団へ連絡の上、正式文書を提出した場合のみ考慮する。

(注) 指定校

大学校

神戸大学、兵庫県立大学、甲南大学、神戸市外国語大学、関西学院大学、神戸薬科大学、神戸市看護大学、兵庫教育大学、神戸学院大学、京都大学、大阪大学、関西大学、同志社大学、立命館大学、慶應義塾大学、早稲田大学、立教大学、青山学院大学、京都工芸繊維大学

【応募・問い合わせ】

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係

075-724-7143(平日8:30-17:00)

shogaku@jim.kit.ac.jp

奨学金規程

公益財団法人 三木瀧蔵奨学財団

奨学金規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 公益財団法人三木瀧蔵奨学財団（以下「財団」という）は、財団の定款第4条第1項第1号の規定の主旨に基づき、高校および大学に在学する生徒、学生に対して学資金を支給することにより、修学の便に供するとともに、社会の進歩発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(定義)

第 2 号 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 奨学金 財団が支給する学資金をいう。
- (2) 奨学生 財団から奨学金の支給を受ける者をいう。
- (3) 指定校 学校教育法上の学校で、そこに在学する生徒、学生を財団の奨学生に推薦することを財団が認定した学校をいう。

(応募資格)

第 3 条 奨学生の応募資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 兵庫県内高等学校の生徒ならびに県内大学の学生および兵庫県出身の県外大学の学生で新たに入学した1年次の者であること。
但し、その年度の事業計画で定める指定校に限る。
- (2) 学業成績が優秀で社会の進歩発展に貢献しうる可能性が認められる者であること。

(奨学金の支給期間および支給金額)

第 4 条 奨学金の支給期間は、奨学生に採用した時からその者の正規の履修課程の終期までとする。

- 2. 前項の期間内に支給する奨学金の額は、次のとおりとする。
 - 大学生 月額 40,000円
 - 高校生 月額 20,000円
- 3. 奨学金は、本規程第13条に該当する場合のほかは原則として返還を要しない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の支給

(応募手続き)

第 5 条 奨学生に応募しようとする者は、申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する学校長または学部長を経由して財団に提出しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書（様式第2号）
- (2) 身上書（様式第3号）
- (3) その他財団が必要と認める書類

(奨学生の採用)

- 第 6 条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、財団の理事長（以下「理事長」という）が決定する。
2. 選考委員会の委員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
 3. 奨学生の採用決定は採用決定通知書（様式第 5 号）により在学する学校長または学部長を経て本人に通知する。

(誓約書の提出)

- 第 7 条 前条の採用決定通知書を受領した者は、その日から起算して 20 日以内に誓約書（様式第 6 号）を財団に提出しなければならない。

(連帯保証人)

- 第 8 条 奨学生は、3 親等内の親族で独立した生計を営む保証人を定めなければならない。但し、3 親等内の親族がないときは他の者をもってこれに代えることができる。
2. 前項の保証人は、奨学生と連携してこの規程を守り、所定の義務を遂行しなければならない。
 3. 奨学生は、第 1 項の保証人が欠けたとき、または財団が不相当であると認めたときは、すみやかに連帯保証人を補充、または変更しなければならない。

(奨学金の支給)

- 第 9 条 奨学金は、月ごとに在籍する学校長または学部長を経て本人に支給するものとする。但し、理事長が必要であると認めたときは、2 か月分以上を一時に支給することができる。

(奨学金受領書の提出)

- 第 10 条 奨学金を受領した奨学生は、その都度ただちに奨学金受領書（様式第 7 号）を財団に提出しなければならない。

(奨学金支給の休止、停止および復活)

- 第 11 条 財団は、奨学生が長期にわたって欠席または休学したときに、欠席または休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の支給を休止することができる。
2. 財団は、奨学生の留年等学業または性行などの状況が、補導上必要であると認められるときは、奨学金の支給を停止することができる。
 3. 前項の規定により、奨学金の支給を休止または停止された者が、その事由が止んで、在学する学校長または学部長を経て願い出たときは、財団は奨学金の支給を復活することができる。

(奨学金の取り消し)

- 第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金支給の決定を取り消すものとする。
- (1) 本規程第 3 条の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 傷病のため学業遂行の見込みがなくなったとき。
 - (3) 学業成績または性行が不良になったと認められるとき。
 - (4) 在学する学校で処分を受け、または処分により学籍を失ったとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、財団が奨学生として不相当であると認めたとき。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還義務および返還方法)

- 第13条 理事長は、奨学生が前条第3号、第4号および第6号の規定に該当するに至ったときは、理事会の決議を経て、奨学金の支給を受けた最終月の翌月から起算して理事長が指定する期間内に支給を受けた奨学金の返還を求めることができる。
2. 前項の奨学金の返還方法は、一時払い、年賦、半年賦または月賦の方法によるものとし、財団が指定する金融機関に払い込むものとする。
但し、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げて返還することができる。
 3. 連帯保証人は、奨学生であった者と連携して奨学金の返還義務を負うものとする。

第4章 届け出義務

(学業成績および生活状況の報告義務)

- 第14条 奨学生は毎学年終了後、ただちに学業成績および生活状況報告書を財団に提出しなければならない。

(異動届の提出義務)

- 第15条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するときは、在学する学校長または学部長を経て、ただちに財団へ届け出なければならない。
- (1) 留年、休学、復学、転学または退学したとき。
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (3) 連帯保証人を変更したとき（新連帯保証人との連署を要す）。
 - (4) 奨学生および連帯保証人の氏名、住所、その他重要事項に変更が生じたとき。

附 則

1. この規程は、昭和47年 7月19日から施行する
2. 昭和53年 5月15日一部改定
3. 昭和56年 5月28日一部改定
4. 平成 5年 5月10日一部改定
5. 平成17年 5月 6日一部改定
6. 平成21年 5月18日一部改訂
7. 平成22年 7月 1日一部改訂
8. 平成23年 4月 1日一部改訂
9. 平成26年 5月14日一部改訂
10. 平成26年11月12日一部改訂
11. 西暦2021年 3月10日一部改定
12. 西暦2023年 3月 2日一部改定
13. 西暦2024年 3月 8日一部改定